会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会 計画専門部会 第10回
開催日時	令和元年11月11日(月曜日)午後10時から12時10分まで
開催場所	田無庁舎5階 503会議室
出 席 者	委員:谷川部会長、石橋部会員、大塚部会員、島崎部会員、菅野部会員、
	寺澤部会員
	事務局:子育て支援部長 古厩、子育て支援課長 清水、子育て支援課主幹
	岡田、保育課長 遠藤、保育課主幹 海老澤、けやき保育園長 笹本、はこ
	べら保育園長 三浦、児童青少年課長 原島、子ども家庭支援センター長
	八矢、子育て支援課 栗林、八巻、保育課 増岡
議 題	1 報 告
	(1)【子ども・子育て支援事業計画】確保の内容について
	(2) 子育ち・子育てワイワイプラン (素案) について
	2 その他
会議資料の	資料1 【子ども・子育て支援事業計画】確保の内容について
名 称	資料2 西東京市子育ち・子育てワイワイプラン (素案)
	資料3 西東京市子育ち・子育てワイワイプラン(素案)「第4章 基本
	的施策の展開」改定箇所
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

1 報告

- (1) 【子ども・子育て支援事業計画】確保の内容について
- ○谷川部会長:

事務局から説明をお願いする。

(事務局から資料1について説明)

○事務局:

資料1をご用意いただきたい。前回の部会において部会員の皆さまから、質問いただいた7つの事項についてそれぞれ説明させていただく。

○事務局(子育て支援課):

まず、休園時における預かり保育の実施について、市内にある13の幼稚園に、悪天候による休園の場合と感染症による休園の場合を想定して意見をきいた。

悪天候による休園の場合については、職員の確保が困難ということと、園児と保護者の送迎時の危険性を指摘する意見が多く寄せられ、実施することは難しいという意見が大勢を占めていた。

感染症による休園の場合については、感染拡大を防ぐために休園としていることから施設の一部を開くことは難しいとの見解が多かった。また開園するとしても現在の施設の状況から考えると部屋の確保が困難であり、新たな施設整備に対する補助が必要となるとの意見も出されていた。

どちらの場合も難しいという意見が多かったが、安全の確保などの問題をすべて解決

できるのであれば、今後のニーズも含めて検討していかなければならないという園もあった。

〇谷川部会長:

幼稚園も保育園も条件は同じであり、その中で幼稚園は休園を選択している。たいへん難しい問題ではあるが、保育所のニーズを幼稚園に誘導していくうえでは、不安材料のひとつになっている。

〇大塚部会員:

私の園でも感染症に対する考え方は同じで、一部でも開きたいという気持ちがあってもそれがなかなかできないという状況にある。感染症の疑いがある子どもが出た場合には、事務所の方に連れてきて他の子どもと離して保育をしてはいるが、それでも感染の広がりは防げない。

○谷川部会長:

学校の場合は、学級閉鎖や学年閉鎖になっても、学童は開けるということはしている。時間がない中にも関わらず、市内13の幼稚園から意見を聞いていただいた事務局には御礼を申し上げたい。とりあえず、この問題については頭の中に置いておき、引き続き考えていきたいと思う。

○事務局(保育課):

一時預かり事業の利用率の質問については、システム改修が完了して現行システムに移行したのは平成31年1月1日となっている。令和元年と平成28年の上半期の利用率を比較すると81%から83%へと増加している。利用者数としては、平成28年から6,000人前後となっているが、平成30年については5,760人へと落ち込んでいる。このことについては、平成29年に小規模保育を整備したことによって、平成30年に保育所に入所した子どもが多かったことが影響していると分析している。ただし、令和元年は転入者等も増加しており、中でもファミリー層が増えていることから、利用者数は増加し、利用率についても徐々にではあるが上がっていくと考えられる。

また、年間を通した利用者数をみると、平成30年は下半期に少し伸びたこともあり、 平成28年と比べるとやや増加しているが、平成29年と比較すると少し減少している。利 用率については、平成29年の90%と比較すると平成30年は85%と落ち込んでいるが、平 成31年1月1日の新システムへの移行によって24時間体制となっていることから数値と しては上がっていくものと予測している。またキャンセルの問題については、課題とし て引き続き検討していきたい。

○谷川部会長:

ここでいう利用率については、定員を100とした場合の平均値ということだろうか。

○事務局(保育課):

その通りである。施設によっては90%を確保しているところもあるが、一方で70%という施設もある。そこには運用面での課題があるかもしれないため、高い利用率を実現している施設への視察を実施するなど、工夫をしている。

下半期については増加傾向が見られる。

○事務局(保育課):

上半期と比較すると下半期に利用が伸びる傾向は出ている。

○谷川部会長:

春から働こうとする方々が準備段階で利用するケースなどがあるのかもしれない。ここに示されている数字については、実際に利用した人の数字だと思うが、予約の数自体は100%に近い数字なのだろうか。

○事務局(保育課):

満員に近い施設と少し空きがある施設がある。施設によって定数があることから、定数自体が少ないところにはどうしても競合してしまう傾向はある。

〇谷川部会長:

確かに定数の関係上、分母の問題もあるかもしれない。利用率だけではなくて、予約時の満員率のように、どのくらい予約に入れない人がいるのかがわからないため、なんとも言えないが、そのあたりについてはきめ細やかに見ていただきたいと考える。ニーズとしてはあると思うので、節目節目できちんと見ていただきたいと思う。

〇寺澤部会員:

利用者数については理解したが、登録者数が気になる。また利用している子どもたちの年齢はどのようになっているのだろうか。

○事務局(保育課):

登録者数は約12,000人前後となっている。0歳児については離乳食が始まっていないことから、利用については1歳児からとしている。年齢で見ると、やは91歳児の利用がかな9多い状況になっている。

○寺濹部会員:

今後も0歳児の利用に広げていく予定はないのだろうか。

○事務局(保育課):

現時点では、0歳児は離乳食の問題などがあり、施設での対応も含めて、さまざまなことを研究していかないと難しいと考える。

○寺澤部会員:

一時的な預け先がないということで、結果として会社を辞めざるを得ないようなことがないように、もう少し受け入れの幅が広がっていってほしいという思いがある。

そういう気持ちはわかる。一方、一時保育で0歳児を預かることのリスクもある。この後、ファミリー・サポート・センター事業についての話もするが、現行制度から漏れてしまうケースにどのように対応していくかということも考えていかなければならないだろう。

〇谷川部会長:

ファミリー・サポート・センター事業には、利用する側も説明会を受ける必要があるので、ニーズが発生したのですぐ明日から預かってほしいとはいかない部分もある。そのようなニーズを持った方に対しては、100点とはいかないまでも70点くらいのサービスが提供できないかどうか、考える必要はあるだろう。気を付けないと、今の話のような議論というのはそのまま流れていくこともあるので、きめ細やかに見ていく必要がある。

○島崎部会員:

今の話題に関連することになるが、保育ママの活用を考えることはできないだろうか。登録制度のようなことは市の方に担当していただき、やりとりに関しては当事者間でやるような仕組みができないだろうか。例えば、登録している保育ママの一覧表を作成していただき、両者の仲介まではやらないで、このような選択肢もありますよということがわかるといいのではないだろうか。保育ママをやるにあたっては、許可などが必要になるのだろうか。

○事務局(保育課):

現在、西東京市においては、東京都の制度に則った保育ママはない。国の基準に準じたものについては一覧表を作成して配布はしている。 0 歳児については、認証保育所の方を紹介するようなかたちをとっている。または定期利用というところもあるので、窓口ではさまざまな案内を行っている。

○菅野部会員:

私の家の近所に保育ママさんの家があるが、利用者の方がタクシーでやってきて、預けてそのままタクシーでまた出かけて行くところをよく見かける。

○谷川部会長:

そこまでして、子どもを預けて仕事に行かなければならないケースもあるのだろう。 一種のパズルのようなもので、さまざまな方にそれぞれのニーズがあるので、ひとつの ニーズへの対応だけでは難しくなってきていると言える。

続いて、3つ目の放課後児童健全育成事業についての説明をお願いしたい。

○事務局(児童青少年課):

放課後児童健全育成事業については、定員、入所者数、年度途中の退所数について平成30年度の数字を報告させていただく。平成30年度の年度当初の入所者数は2,133人、定員は1,719人で、定員超過率については124.1%。年度途中の入所者数は122人、退所者数は416人。年度末入所者数は1,839人で、定員超過率は107.0%となっている。

年度途中で416人の利用者がやめているが、それでも年度末の定員超過率は107.0%なので、定員を超えてしまっている状況がある。登所率については、どのようになっているのだろうか。

○事務局(児童青少年課):

登所率については、年間平均で70%程度になっている。

○谷川部会長:

前回の部会で学童クラブ利用保護者の方々はどちらかと言うと今はこの話題については関心が薄いという話があったが、このように定員超過している状況についてはいかがだろうか。

○寺澤部会員:

登所率については、平たくして70%程度ということなのだろうが、そうではない施設 もあると思う。

話題は変わるが、資料1の8頁の事務局案の最終段落に「(小学生ニーズ調査の5・6年生保護者の放課後の事業利用希望順位で「学童クラブ」は「放課後子供教室(学習活動の機会提供事業)」「放課後子供教室(遊び場開放事業)」「児童館・児童センター」よりも順位が低くなっているため、その他の事業で居場所を確保していく方向とする。)」との記載がある。利用者から見れば希望の施設に入れないから希望順位が低くなっているのではないかと思うが、どのようなアンケートの取り方をしたのだろうか。

○事務局:

アンケートは平成30年11月末から12月中旬にかけて実施している。聞き方としては、小学校高学年について、学童クラブ、放課後子供教室では学習機会提供と遊び場開放事業の2種類、児童館・児童センターという4つの項目で選択するかたちをとっている。 寺澤部会員がおっしゃる通り、小学校5・6年生についてはもともと学童クラブが使えないという認識を保護者の方々がしていて、もしかすると選択をしていないと考えることもできる。

○寺澤部会員:

アンケートでは、小学校5・6年生について、学童クラブにはもともとは入れないということを認識しているので、数値が少なく出ているのではないかと感じた。

○谷川部会長:

確かにそのように考えることもできるが、一方でニーズとしては習い事などと比べるとそれほど高くないとも言える。仮に、学童クラブを小学校5・6年生が利用できるとした場合に、習い事を大幅に超えるようなニーズがあるとは考えにくい。

○寺澤部会員:

放課後子供教室は遊び場開放のような取組なのだろうか。

放課後子供教室については、行政的には学習機会提供事業と遊び場開放事業の2つに わかれているが、利用者側から見ればそれはひとつと言えるだろう。

○寺澤部会員:

過ごさせたい場所としての数字を見ると、放課後子供教室が低くなっているが、これは不定期開催であったり、小学校の校庭については日曜日と水曜日だけの開放となっていたりするからではないか。

○菅野部会員:

各学校がサッカーや野球のクラブなどの団体使用との調整をしながら、運営協議会が 決めている。

○谷川部会長:

学校側としては、運営にあたる指導員を毎日確保することが難しいという事情もある と考えられる。

○事務局(児童青少年課):

放課後子供教室については、市内全18の小学校で校庭開放は行っている。事業については、各学校の運協が担当しており、各小学校で内容に違いがあるのが現状と言える。 例えば、学習支援を実施している小学校もあれば、実施していないところもある。

〇谷川部会長:

私の住んでいる市では、毎日実施している小学校はたくさんあるが、小学校高学年についてはほとんどいない。やはり、高学年にもなると放課後に小学校では遊びたくはないのだろう。やるかどうかということと、子どもが来るかどうかということは別に考えた方がいいと考える。

○菅野部会員:

校庭の使い方についても、ボールを使った遊びをしていいかも含めて運営協議会と決めることになる。ある程度の規制も出てくるので、高学年になると物足りなくなってくることも考えられる。

○谷川部会長:

私は小学校には行こうと思ったら行けることが大切だと考える。学校に押し込めておくのではなく、他にも公園や児童館など自由に行くことができるように子どもたちが選択できるようにしておくことが求められるのだと思う。

○菅野部会員:

西東京市は公園が少ないので、選択肢としては多いとは言えない。

私も西東京市に頻繁に来るようになって感じるが、道幅が狭く、小学生が自由に自転車で公園などに出かけるには心配だとは思う。保護者としては、子どもが小学校から帰宅して、自由に遊びに出るリスクについては、考えざるを得ないだろう。

○菅野部会員:

近くに児童館があるのであればいいのだろうが、そうでない地域では学校の校庭開放が重要だとも言える。

○谷川部会長:

やはり選択肢が大切だと考える。事務局へのお願いになるが、学童クラブごとの定員 超過率について出してもらうことは可能だろうか。

○事務局(児童青少年課):

出すことはできる。

〇谷川部会長:

それでは、次回の部会に報告していただきたい。加えて、学童クラブごとの登所率を 出してもらうことも可能だろうか。定員だけだと、単なる人数面の話だけになってしま う。登所率については、年間と月ごとで出すことはできるだろうか。

○事務局(児童青少年課):

数字は持っている。

〇谷川部会長:

それでは次回にお願いしたい。

続いて、4つ目の一時預かり事業と、5つ目の子育て援助活動支援事業のファミリー・サポート・センター事業について説明をお願いしたい。

○事務局(子ども家庭支援センター):

前回の部会では、サポート会員については登録者数の増加に向けた方策を記載してほしいという要望があった。

サポート会員の登録者数を増やすには積極的な広報活動しか方法はないと考え、「サポート会員を増やすことを目指し、積極的な広報活動を行い量の見込みに対応する提供体制を確保していきます」という記載に変更している。実際にファミリー・サポート・センター事業を担当している社会福祉協議会にも意見を聞いており、市報や市ホームページ、社会福祉協議会のネットワークを通じて、広報の展開を図っているが、その一方でその限界を感じているのも事実である。他市においてもサポート会員が減少しており、その状況は西東京市でも同様となっている。現在、社会福祉協議会が努力しているところであるが、市が直接かかわっている団体、講座の参加者の方々などにも積極的な広報を図っている。具体的な記載はあえて入れていないが、今後もさまざまな工夫をしていきたいと考えている。

○石橋部会員:

サポート会員になるのは一般の市民の方々となる。できる範囲の中でサポートをお願いするというかたちでやっているため、やらないのもやるのも自由という前提がある。

女性が社会進出をしている社会情勢の中、仕事をしている方からの需要は増えている。一方で、仕事を持っている方が増えてきているので、サポート会員になっていただく方は増えていかないという課題がある。これまでは自分の子育てが一段落したので、手伝うことができるという女性は多かったが、今はそのようになっていないという分析を現場ではしている。

また我々はもともと幼稚園や保育所ではカバーできない隙間のところのニーズを担ってきている。障害をお持ちの方へのサービス提供については、これまでの経験や利用者との相性なども重要になってくる。社会福祉協議会では、コーディネーターが利用者とサポート会員のどちらも知っていて、うまくマッチングができているという面もある。社会のニーズに対応するためにサポート会員を増やしていくことの重要性は認識しているが、それによってこれまでのようなきめの細かいサービスを提供できなくなる可能性も出てくる。なかなか思った通りには動かないという状況ではあるが、日々努力を続けているということについては理解いただきたいと考える。

○谷川部会長:

資料1については、事業実績、量の見込み案などに加えて、ファミリー・サポート・センターのサポート会員数などを備考に記載した方が見落としがなくなるのではないかと思う。また一般に対する広報に加え、例えば、市役所、保育所、病院を退職される方に声をかけるなどの工夫が必要なのではないだろうか。文章についても、やはりもっと具体的な記載が必要だろう。またファミリー・サポート・センターのサポート会員数については、どこかに載せるべきだと考える。

○菅野部会員:

個人的な話題になるが、私はサポート会員をやりたいと思っていたが、親の介護がは じまったことで、できなくなってしまった。

○石橋部会員:

サポート会員については、さまざまな年齢の方々に協力いただきたいと思っている。 ただし活発なお子さんを預かっていただくことは安全の確保が難しい面があり、実際に は若い世代にサポートいただくことが必要になってくる。一方で高齢者対象のサービス として、あいあいサービスという事業も実施している。ある程度、自由になる時間があ る方々については、子どもと高齢者の両方で登録してほしいとお願いするようにしてい る。

○谷川部会長:

やはりもう少し具体性のある記載が必要であると思う。

○菅野部会員:

サポート会員の数については、必要だと思う。

あと前回計画では、講習会の見直しを行ったという記載があり、テキストを貸し出し制にしたことや講習期間を4日から3日にしたことがあったが、もっと踏み込んだ内容にしていかないと、この部会の関係者以外の方がこの資料を読んでもわからないと思う。

〇石橋部会員:

どの人がどのような適性を持っていて、どのような方に紹介できるのかをコーディネーターが判断できる機会は養成講習会の時しかないという状況がある。それを短縮した場合、それで子どもをその方に預けてしまっていいのかという議論も出てきてしまう。現在は3日間の講習会を通して、複数のコーディネーターの眼を通して、講習を受けていただいている方の適性を判断するようにしている。今年は講習期間について4日を3日にしたことで、受講者が増加しているので、今後についても工夫は続けていくことにしている。

○谷川部会長:

私も単にサポート会員数を増やすために講習期間を短縮したり、ネット受講にしたりするのは違うと考えてはいる。子どもをたった一人、密室で預かっていただいたり、時には他人の家に行くことになるので、そこの敷居は下げ過ぎないようにしなければならないと思う。

○菅野部会員:

考えたくはないが犯罪につながる可能性もないとは言えないので、いろいろと考える 必要はあると思う。

〇谷川部会長:

このような場で聞けばわかるわけだが、この資料を読んだだけでは理解できないので、ぜひそのあたりを工夫していただきたいと思う。

○事務局(子ども家庭支援センター):

養成講習会の充実ということで、具体的な言葉と数値を入れることについては、事務 局で考えて、次回の部会に提案させていただきたいと思う。

○谷川部会長:

前回、利用する側の研修会の話題が出ていたと思うがそこについてはどうだろうか。

○事務局(子ども家庭支援センター):

話に出ていたのは、ファミリー会員、サポート会員への説明会のことだと思う。土曜日には開催しているが、日曜日には開催していないという話はさせていただいた。

○谷川部会長:

養成講習会についても、受講者数を記載していただきたい。その後にサービス提供につながるかどうかについては、マッチングの問題もあることなので理解はできる。

○事務局(子ども家庭支援センター):

養成講習会については、受講者数イコール登録の数となるので登録者数と、実際にサービス提供において動いていただいている活動者数についても持っているので、その2つを記載するかたちを考えていきたい。

○谷川部会長:

ぜひともその方向でお願いしたい。

続いて、6つ目の地域子育て支援拠点事業について説明をお願いしたい。

○事務局(子ども家庭支援センター):

地域子育で支援拠点事業については、「適正配置を検討していくことを記載するのはいいが慎重に進めてほしい。そして分析をしたうえで審議会の意見をもらいながら進めていくことを記述してほしい」という意見をいただいた。

審議会という言葉を入れることについては、具体的な策というところでは控えさせていただき、「今後は、事業を実施する各施設の特性や利用実態、配置バランス等の検証を踏まえ、将来的な運営体制や適正配置について検討していきます」という文言にさせていただきたい。

〇谷川部会長:

これについても、全体の数だけを見ているとわかったような気になるが、文言の中にある「事業を実施する各施設の特性や利用実態」が出てきていないので我々は理解できないと言える。各施設ごとの特性や利用実態がわかるようにしていただくことはできないだろうか。

○事務局(子ども家庭支援センター):

資料1の7頁の事業実績の部分が「地域子育て支援センター」「児童館」「子育てひろば」の3種類になっている。内訳としては18施設となるが、実施施設数としてはその下の段となっており、利用件数はこちらで表している。施設それぞれの特性について記載するということになるだろうか。

○谷川部会長:

「地域子育て支援センター」の5か所については同じ施設ではないわけなので、例えば、一番利用率の高い施設では年間どの程度の利用者数があるのかなどの情報を出すことはできないだろうか。

○事務局(子ども家庭支援センター):

それぞれの施設については次年度以降、検討していく際には詳細な資料を出していき たいと考える。資料として載せるには、相当なボリュームになってくる。

〇谷川部会長:

表現があいまいなので、心配になってしまう。

○寺澤部会員:

「地域子育て支援センター」「児童館」「子育てひろば」の3つについては、それぞれ特長的な役割というものはあるのだろうか。それとも横並びで同じようなことをやっているのだろうか。

○事務局(保育課):

「地域子育て支援センター」については、保育園と併設している施設となっている。 園庭開放も含めて、ひろば事業の拠点としての役割を持っている施設になっている。

「児童館」では、乳幼児活動を主に午前中を中心に行っている。

「子育てひろば」は、コール田無にあるピッコロひろば、住吉会館にあるのどか広場の2か所にある。0歳から4歳までのお子さんが広く遊ぶことができる遊具を揃えて開放している。

○寺澤部会員:

私は、3施設とも利用したことがある。「地域子育て支援センター」については、保育園の先生たちが入ってくれたり、保健の先生もいらっしゃるのでいろいろな相談がしやすく、とても行きやすかったと思う。「児童館」については、遊具があって、児童館の先生がいらっしゃり、みんなで手遊びをしたりということができる施設だった。「子育てひろば」の2か所については、自分の中では一番中核にあるようなイメージはあるが、7年くらい前は、遊具がおいてある広いスペースで子どもを遊ばせるだけになっていて、子育てに関することについては、こちらから相談するかたちをとらないとできない印象があり、一番利用はしにくかった。特化型の施設がこのような印象になってしまっていることについては、残念に感じている。

○谷川部会長:

適正配置と言われると、精査をしたうえで減らすというニュアンスを感じてしまうので、そこについては慎重にやってほしい、という意見が出てくるのだと思う。いま意見をいただいたころと現在の状況は変わっているのかもしれないし、そのような声を他からも受けていて改善されてきているのかもしれないが、こういう理由で適正配置が必要で、こことあそこをまとめて1つの施設にするという議論にならないようにしてほしい、ということで皆さんが心配されていると思う。その心配に耐えうる内容を持ったシートにしていかなければいけないと考える。

○事務局:

計画書には、量の見込み、確保の内容、確保方策の考え方を載せていく。まず確保方策の考え方については、文章で「こういう事業で、今後はこのように取り組んでいく」というようなかたちで載っていく。資料1の一番下の段の左が現行計画書に載っているもので、右側が今後の計画書に掲載されていくものとなる。量の見込みと確保の内容の数字は、資料1では真ん中の段となる。先ほど、各施設の特性という話が出たが、「地域子育て支援拠点事業」は、「地域子育て支援センター」「児童館」「子育てひろば」の全18施設でやっていて利用実態や特性において、多少の違いは出てくるが、事業の趣旨としては事業内容に書いてあるとおり、「交流」と「子どもの遊び場の提供」となっているので、全体としてこの事業を見ていくこととしている。今後の適正配置について

は、この5年間で取り組んでいくことなので、このような記載になっている。どのようなかたちで見ていくのかについては、今後の話となるため、具体的に検討するためのデータなどをこの専門部会で出して検討することではないと思いつつも、今後のことを安心して考えるために、各種情報や資料について要望をいただいていると理解している。それについては対応していきたいと思う。

○谷川部会長:

確保の方策では、18か所については、足したり引いたりしたうえで18にしていくのだと思う。文言をどうするということはあると考えるが、きちんと記載されていないと検討ができないので、審議会に資料として出てくる際には、うまく1頁分の紙面を使ってもらって、心配事が減るような検討をしていただきたいと思う。

続いて、7つ目は、多様な事業者の参入促進・能力活用事業についての説明をお願い したい。

○事務局(子育て支援課):

資料1の14頁の多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、説明をさせていただく。前回は、記載がないかたちとなっていたが、検討の結果、これまでの記述を引き続き載せるかたちにしたいと考えている。

多様な事業者の参入促進については、既にさまざまな民間団体や社会福祉法人が特定教育・保育施設等の設置・運営をしている現状がある。地域子育て支援推進員が巡回指導・相談を精力的に行っていたり、新規施設に対する支援についても行っている。さらに、参入の意思がある子育て支援団体等の質の向上に対する支援の検討についても市でできる限りの支援をしてきている。今後の5年間についても、これまでの文言を引き継ぎ、精力的に支援していきたいと考えている。

〇谷川部会長:

検討の結果、それまでの文言をそのまま残すことなったことについては、5年間、何もできなかったからということだと思う。同じ文言を引き継いで載せたときに、これからの5年間で何が動くのかということについては考えておく必要があるだろう。

昨日、初めて西東京市の市民まつりに出て、たくさんの市民の方々が活動していて、この市は凄いなと本当に感動をした。そのような多様な市民活動がある自治体なので、これまでの文言を記載して、何も起こらない5年間になるのは嫌だなと感じてしまう。

この項目を市が復活させてくれたこと自体はとてもいいことなので、また改めて意見をいただきたいと思う。

○事務局:

最後に、1か所修正したところがあるので、補足説明をさせていただきたい。資料1の10頁の利用者支援事業の量の見込み案において、前回資料では基本型のところをすべて6か所としていたが、今回の資料ではすべて5か所に変更している。そして、次期計画の記載についても「【基本型】地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等から日常的に相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供等を行います。地域連携は、「子ども家庭支援センターのどか」がその機能と役割を担い、関係機関とのネットワークを活用して、一体となって実施していきます」と変更している。

「子ども家庭支援センターのどか」が地域連携の役割を担い、5か所ある地域子育て 支援センターと一体となって実施することとしていることから、今回、施設としてのカ ウントからは除外している。

○谷川部会長:

数え方の問題で、「子ども家庭支援センターのどか」をカウントするかどうかのことと理解した。

(2) 子育ち・子育てワイワイプラン (素案) について

○谷川部会長:

事務局から説明をお願いする。

(事務局から資料2について説明)

○事務局:

本日は、前回資料からの変更箇所、部会員の皆さんにお持ちよりいただいた意見の集約・検討、重点的な取組を中心に検討をさせていただきたい。

最初に資料2の目次をご覧いただきたい。前回の部会の後、審議会の森田会長にも素 案を確認いただいている。森田会長からは、全体の構成について、理念や重点的な取組 については前半に持ってきて、データ等は後半にまとめてはどうかという意見をいただ いている。それを受けて、前回の素案から全体構成を組み替えている。

この資料については、下線を引いてある箇所については現行計画から改定している部分、さらに網掛けをしている箇所については前回の部会に示した資料からさらに改定があったものとなっている。それぞれでご確認いただきたい。

よろしければ、続けて部会員の皆さまにお持ちよりいただいた意見について集約いただきたいと考える。

〇谷川部会長:

新旧対照になっている資料3を見ながら、皆さんの意見などを聞いていく。前回の部会から本日までの間に資料を読んでいただくなどして、意見などが出てきた方がいればお願いしたい。

今回については、子ども条例が制定されたことがすべてを貫き通す柱になっているので、そのニュアンスがもっと前面に出てくるといいと思う。

例えば、基本方針の文言を変えることはできるのだろうか。

○事務局:

今回は10年間の計画期間の中での中間見直しの段階であるため、基本理念と基本方針については、できる限り引き継いでいきたい。

○谷川部会長:

文章の内容については、変更はできるだろうか。

○事務局:

子ども条例については、この計画見直しについて、全体にかかわってくるところである。条例にもとづき少し文章が変更になることについてはあり得ると考える。今回の素案をご覧いただきたい。

資料2の3頁 「基本理念1 子どもの権利の実現」の部分では、子ども条例の制定についての記述を新たに入れて内容を修正している。前回会議でも記載していたが、今回はさらに文章を溶け込ませたかたちにしている。文章中に「職場」という言葉を新たに追加しているのは子ども条例において、「事業者が役割を持つ」ということが明記されていることを反映している。

4頁 「基本理念4 循環型の子育て」で「行政」という言葉を追加しているのも子ども条例の内容に関連した修正である。条例では、市、保護者、育ち学ぶ施設、事業者、市民の役割を規定している。基本理念4の文中で「地域」には市民、保護者、育ち学ぶ施設が含まれ、「職場」には事業者が含まれる中で、「行政(市)」が欠けていたため追加した。

5頁 基本方針1「子どもの主体的な参加ですすめる」網かけ部分も、子ども条例の 前文に記載された文章を受けて、文言を変えている。

6頁 基本方針4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」の中の網かけ部分 も子ども条例の制定を受けて、子どもの存在を強調するかたちにしている。

以上のように、現行計画の基本理念、基本方針を引き継ぎながら、子ども条例の内容を反映させる文言を新たに加えるなどしているのが今回の素案になっている。さらにここから理念、基本方針の文言を変更していくこともできるので、新たに意見などがあればいただきたいと考える。

〇谷川部会長:

資料2の5頁からは4つの基本方針のサマリーになっているので、本日については、 資料3の方を中心に見ていきたいと思う。10年単位の計画となっているので、全体の構造や構成については引き継ぎ、ここでは文章内容について意見交換をしていきたいと考える。

○寺澤部会員:

このワイワイプランは、誰にみせることを想定しているのだろうか。

○谷川部会長:

製本した計画書は広く配布するものではなく、市のホームページに掲載するかたちとなる。

○事務局:

全体では10年間の計画ではあるが、今回の中間見直しを経て、今後5年間の子どもにかかわる施策について、市民の皆さんに広く見ていただくというかたちになる。

○寺澤部会員:

最初は西東京市が市民の皆さんに対して伝えるものだと思っていたが、よく読むと、

市民全員がこの計画について把握したうえで、子どものためにサポートをしていくという内容になっているので、これを市民全体に認知してもらうにはどうしたらよいのだろうかと思った。

○谷川部会長:

西東京市に限らず、全国の基礎自治体ではこのような形式で仕事を実施している。市民全体への認知を図るために、計画書の冊子を全戸配布することは多額の経費が必要となることから難しいと言える。市のホームページでの情報発信や市役所や図書館などの公共施設での閲覧が現実的な方法だと考えられる。

○寺澤部会員:

知らせるための手段ではなく、気持ちの面や心得の話として、どうしていけばいいの だろうかと感じている。

○谷川部会長:

基礎自治体において、各計画はさまざまな事業を実施していくうえでの根拠となる。逆に言えば、市は計画に載っていないことはやらない。だからこそ私は各事業における細かな記載の有無にこだわっている。この計画書については市民側が読み解いていかなければいけないものではない。ただし、条例については、市民が理解をする必要があり、みんなで子どもを守っていく責務がある。寺澤部会員の意見は、条例のニュアンスに近いと言える。計画は市が事業を進めていくうえでの根本でもあり、市の職員以外は必要な人が読めばいいというようにも位置づけられる。あるいは、市ではこういう取組が弱いなと感じた場合には、計画の中ではどのように位置づけられていて、どのようなかたちで載っているのだろうか、と調べることができる。各計画は策定することが義務付けられているものも多いので、市はやらなければならない。それぞれの計画に事業が葡萄の房のように連なっているイメージを思い描いていただくのがいいと思う。それがどうだったのか市の内部で点検していくという位置づけになっている。このことは、子育ての計画だけではなく、高齢、障害、男女平等、まちづくりといった分野に計画があるかたちになっている。

○寺澤部会員:

私の話は条例的なニュアンスの話になっていたと思うが、文章の内容をどうこうするということではないようにも感じる。

○谷川部会長:

文章については、最終段階で調整と確認ができればいい。むしろ、この項目が抜けているのではないかとか、違和感がある部分についての意見をいただきたいと考える。

○寺澤部会員:

子どもたちが困ったときに相談できる施設や場所があるということについて、もっと情報発信するとともに、認知させる機会があるといいと思う。カウンセリングについて、授業の中で取り上げるとか、子ども家庭支援センターの見学会などが考えられる。 資料2の24頁に友だち、恋愛、ファッションなどは自分で決めたいという意見が多い ものの、子どもに関わる市の重要なことは「自分で決めたい」より「親やおとなに決めてほしい」の割合が高くなっています」と書かれているが、友だち、恋愛、ファッションなどについては自分の目の前にあることで内容がある程度は分かるので自分で決めたいとなるのだと思う。それに対して、子どもに関わる市の重要なことについては、どうしても内容がイメージできないので親やおとなに決めてほしいになってしまうのだと考える。子どもたちに市の重要なことを知ってもらう機会があれば、もっと主体性が発揮できるのではないだろうか。

続いて、資料2の27頁に「学校夏季休業中において、児童館ランチタイムや学校施設を利用したサマー子ども教室を実施し小学生の居場所づくりを進めます」という記載があるが、卒園、卒所、卒業したOB・OGたちが気軽に立ち寄れたりすることのできる仕組みがあれば、子どもたちの居場所のひとつになるのではないかと思う。

続いて、資料2の31頁に「社会に役立つことをしたいと思う子どもは小学5年生、中学2年生とも85%を超えており、子ども自身も社会との関わりや他者への貢献を望んでいると考えられます」という記載があるが、これは素晴らしいことで、子どもたちもいろいろなかたちで他者支援をしたいという気持ちがあるのだと考えられる。先ほどの「子どもに関わる市の重要なことについては親やおとなに決めてほしい」ということに関連させて言えば、子どもたちに物事の内容をきちんと教えてイメージができるようにすれば、主体的に行動できるようになるのではないかと感じた。

そして、資料2の34頁に、「「子育てに関心がないため」という回答が小学生保護者で1割程度(就学前児童保護者では約2%)みられました」という記載があるが、それに加え前回の部会の資料に中には「育児はおもに母親がするものと思っている」という記載もあり、私はこの部分に一番の問題点があると感じている。「仕事が忙しい」の裏側には、このような考え方が潜んでいるのではないかと思う。1割程度の部分を数字や割合で見るのではなく、そこにこそ潜在的に父親が子育てにかかわらない原因があるのではないだろうか。

○谷川部会長:

続いて、菅野部会員にお願いしたい。

○菅野部会員:

まず前回、配布された資料を見ていて気付いたのだが、市の地図などを載せる場合には、現在の4つの区域がわかるようにしていただいた方がわかりやすいと思う。

続いて、全体を通して、父親と母親の問題をわけて考えている傾向があるように思える。家族としてとらえる視点が欠けているのではないだろうか。子どもの権利の尊重を考えるうえでも、家族という視点に立った文言などがもっとあってもいいのではないかと考える。

〇谷川部会長:

続いて、島崎部会員にお願いしたい。

○島崎部会員:

西東京市では、すべての子ども、若者の健やかな育成などを目指していると思っている。子ども条例については、既に学校などでは冊子が配布されているので知られるよう

にはなってきているが、条例の内容について、どのくらいの理解が進んでいるのかについては確認が必要と考える。またこれからの5年間について、この子ども条例を誰が子どもたちに知らせていくのかということについては、明確にしていくことも重要と思う。

ワイワイプランの内容の文言については、どれもとてもいいとは感じているが、問題はやはり実践という点にあると考える。資料3の9頁に「情報の閲覧や友人等とのコミュニケーションにおいて、ネットの利用が日常的かつ楽しみとなっていることがわかりました」とあるが、若い世代に向けての情報提供の手法については年代に合わせた工夫が求められているのではないかと感じている。私の世代であれば、印刷された市報が手元に来れば、必ず目を通すようにはしているが、現在の若い世代とその親世代については、市のホームページに掲載された情報を読みにいく方が多くなってきているのではないだろうか。時代に合わせた情報提供のやり方を工夫するべきであり、例えば、市の組織体制や分野別から情報を探していくのではなく、子ども関係の情報に必ずたどり着けるようなポータルなどをつくっていくことも必要になるのではないだろうか。

○谷川部会長:

続いて、大塚部会員にお願いしたい。

○大塚部会員:

まず前回の資料を読んでいた感じたことをお話ししたい。現在も待機児童問題はなかなか解消することは難しく、保育所に入る段階に注目が集まってしまいがちではあるが、実は入所後もさまざまな問題が山積している。保育所としては、保護者と一緒になって健やかなお子さんの育ちを見守っていきたいとは考えているが、入所後は保護者の方も仕事が始まり、とても忙しい日々を過ごすことになる。とても寂しい思いをされているお子さんの現状を知る機会も多い。やはり幼少期に保護者からの愛情を注いでもらうということはお子さんの育ちにとってもとても大切であると日々感じている。昨日、西東京市で開催された市民祭に私も参加してきたが、大人と子どもが一緒になって参加できる地域のイベントはとても素晴らしいと思った。このように親子がともに楽しめるようなイベントは小さなかたちでもいいから、つくっていけたらとも考えた。

私が勤務しているのは認証保育所であるが、0歳~3歳までをお預かりすることが多く、年齢が上がるにつれて、他の園や幼稚園に移っていくお子さんも多い。お預かりする中で、特別に気にかけていただきたいお子さんがいたりするので、できれば移っていく先の園との切れ目のない連携などもとれていけばいいとは感じている。資料の中に認可園については、専門家を派遣するような制度があるとの記載があったが、これは認可園だけなのだろうか。

○谷川部会長:

本日の資料で言えば、資料2の43頁に記載がある。これは保育所に赴いての調査があるということだろうか。

○事務局:

専門家に巡回していただくかたちをとっている。

〇谷川部会長:

その対象は認可保育園のみなのだろうか。

○事務局:

こどもの発達センターひいらぎがあるので、そこで対応はしている。

〇大塚部会員:

ひいらぎの職員の方に来ていただいたことはある。そのときは、私たちの園からお願いするかたちをとっている。

その際には保護者の方にも連絡をするのだが、忙しいことを理由にされて来られなかったり、あるいは認めたくないという保護者の方々もいらっしゃる。結局、保護者の方には来ていただけないまま、学校や他の園に送り出すようなことになってしまう。

専門家の方の巡回については、改善していくようなかたちを考えていただきたいと思う。

○谷川部会長:

認証保育所だけを対象にする場合はひいらぎから行くのだろうか。

○事務局:

認証保育所については、独自でやられているところもある。西東京市にはひいらぎがあるので、調整して実施していただいている。

〇谷川部会長:

「保育所に専門家を派遣して早期対応を行うとともに」の専門家とは、ひいらぎの方ということになるのか。

○事務局:

障害に特化した場合ではひいらぎを活用していただくかたちとなる。

〇谷川部会長:

保護者が育ちについて何かを感じていても、なかなか認めようとしないというケースが一番難しいともいえる。何か兆候があったとしても、大丈夫だろうという判断でそのままに育てるかたちになってしまっている。保護者が能動的にひいらぎに行かないとならないというのが現状だが、逆に能動的でないという仕組みをつくるのはとても難しいだろう。

大塚部会員のお話から考えれば、小学校に上がる前に、別の保育園や幼稚園をまたぐケースもあるということになるだろう。この問題については、引き続き丁寧に見ていく必要があると考える。

続いて、石橋部会員にお願いしたい。

○石橋部会員:

社会福祉協議会に関係する社会福祉法人において、フードドライブに取り組んでいる。資料3の7頁に「「西東京市子ども条例」では第10条で子どもの貧困の防止につい

て規定しています」という記載がされている。国の法改正もあったと思われるが、この ワイワイプランの後期計画の中ではどのようなかたちで位置づけがされていくのかにつ いて、確認をさせていただきたいと思う。

○事務局:

子どもの貧困の防止については、子どもの貧困対策法を受けて、平成30年度に東京都で子ども子育て総合支援計画後期計画が策定され、居場所づくりや学習支援に力を入れていくことが打ち出されている。西東京市においても最上位計画である第二次総合計画後期基本計画が昨年策定されていて、その中では貧困の連鎖を防止するために、子どもの居場所の充実と学習支援に取り組んでいくこととしている。素案では、基本方針1「子どもの主体的な参加ですすめる」の中で、子どもの適切な居場所の確保を進め、その取組にさらに力を入れている。そして、その居場所での学習支援に取り組んでいきたいと考えている。基本方針1に出ている項目を踏襲しつつ、また力をいれていくことにしたい。

○石橋部会員:

居場所については、資料2の27頁の記載内容になるだろうか。

○事務局:

基本方針 1 については、「1-1 今後の取組」と「1-2 子どもの参画の推進」からなっているが、より詳しくは資料 2 の27頁にある「1-2-2 居場所づくり」の記載のとおりとなっている。

○谷川部会長:

もう少し子どもの貧困については、踏み込んでいただきたいと思う。

○石橋部会員:

やはり貧困の問題はあるので、きちんと取り上げていただきたいと考える。

○事務局:

基本方針2「おとな(親)になることを支える」では、直接的な表現も入れて、貧困の連鎖を防止するための支援などを載せている。また基本方針4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」でもさまざまな支援を記載している。子ども条例にあるように、貧困問題に対しては総合的な観点から取り組んでいきたいと考えている。

〇谷川部会長:

資料2の30頁に「5「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討」があるが、この下の部分に、フードドライブ、子ども食堂、無料学習塾といった取組を位置づけていく必要があるのではないだろうか。やはり具体的に記載しないといけないと思うので、この点については要検討ということでお願いしたい。

できるだけ具体的にしていくことと、計画に記載されていないことについては点検することを忘れてしまうので、書いていくということはとても大切だと思う。

これから取り組んでいかなければならないのは、先ほど、石橋部会員からもあったよ

うに、基本方針に書かれていることがきちんと施策になっているかどうかの点検だと考える。貧困、父親と母親に関する課題については、審議会の中でも議論をしていただきたいと思う。私も伝えていければと思う。

2 その他

〇谷川部会長:

事務局から連絡事項をお願いする。

○事務局:

本日は、今後取り組むべき、資料2の12~14頁「第2章 重点的な取組」までを議論していただく予定にしていたが、そこまではできなかったため、この部分については、事務局から部会員の皆様に個別に意見をいただきながら、とりまとめていきたい。可能であれば本日でとりまとめて、今月26日に開催する審議会に諮りたいと考えていたが、とりまとめの報告ではなく、中間報告というかたちで示したいと思う。

計画専門部会については、12月中にもう一度開催して、重点項目などを確定したいと考える。素案を確定したうえで、1月に開催予定の審議会に諮りたい。その後、市民の方々に対して、パブリックコメントを実施していくこととしたい。

重点的な取組については、今週中を目途に部会員の皆様から個別に意見をいただきたいと思う。12月の計画専門部会の日程については、12月16日(月)の午後の早い時間に開催したいと考えている。

○谷川部会長:

先ほど、皆さんからいただいた意見については、重点的な取組の部分にきちんと記載されていかないと取組としてはこぼれていってしまうので、その点については留意していただきたいと考える。また、既に取組として記載があるものについても、もう一歩踏み込んでいくことが必要であるとも感じる。例えば、子ども条例について、どのように子どもたちへ浸透させていくべきなのか、表現やニュアンスの伝え方について、具体的な提案をしていただきたいと考える。

それでは、第10回計画専門部会を終了とする。

閉会